

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行情）諮問第46号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第533号）

事件名：「統合防衛戦略」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「統合防衛戦略」。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「統合防衛戦略平成26年10月 統合幕僚監部」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月7日付け防官文第13662号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（本答申では省略。））である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法10条2項を適用した後、平成27年9月7日付け防官文第13662号により法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、表紙の枚数部分については、記述の分量に係る内

容であり、これを公にすることにより、当該文書の記述範囲及び深さが推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

また、本件対象文書の2枚目以降の全てについても、防衛力整備に係る長期戦略に関する内容であり、これを公にすることにより、内外諸情勢の見積り、防衛戦略等が明らかとなり、現在の我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

### 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 異議申立人は、本件対象文書に電磁的記録が存在するならば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成後、原稿の電磁的記録は廃棄していることから紙媒体以外には保有していない。

また、原処分に当たり行った探索及び本件異議申立てを受け確実を期するために行った再度の探索においても、本件対象文書の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年1月26日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年2月16日    | 審議            |
| ④ 同年10月26日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月17日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（紙媒体）を特定し、下記3の部分に法5条3号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示及び電磁

的記録の特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、件名を除いた文書全体が「秘」に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿については、統合幕僚監部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、決裁を受けている。

本件対象文書は、上記の決裁終了後、原稿である電磁的記録を紙媒体に印刷した原本であり、秘の登録番号及び文書番号が記載されている。

ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、秘の取扱いを認められたパソコンを使用して作成され、暗号による秘匿措置を講じるなどして厳重に管理されていたが、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされており（訓令16条3項）、情報流出の防止等の情報保全の観点を重視し、文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している。

エ 原処分に当たり、統合幕僚監部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

オ 本件異議申立てを受け、确实を期すため再度上記エと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情は存しないことからすれば、防衛省において、本件対象文

書の外に特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 防衛力整備に係る長期戦略に関する情報

本件対象文書の2枚目以降の全部には、防衛力整備に係る長期戦略に関する情報が記載されているところ、その全てが不開示とされている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、内外諸情勢の見積り、防衛戦略等が明らかとなり、現在の我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 記述の分量に関する情報

本件対象文書の表紙の枚数記載部分には、記述の分量に関する情報が記載されているところ、これが不開示とされており、また、2枚目以降の枚数についても不開示とされている。

本件対象文書の性質に鑑みると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、その時々における防衛省・自衛隊の防衛力整備に係る長期戦略の範囲及び深さが推察され、ひいては現在の我が国の防衛体制、防衛力の現状等の推察が容易になるものといえることから、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子